

報 道 資 料

発 表 日 : 平成28年12月16日
問 合 せ 先 : 農林部畜産課
億、三浦
0742-27-7448(内線3881)

『北海道における高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に伴う対応』 について

<北海道での疑い事例>

- ・ 発生農場 : 北海道清水町
- ・ 飼養状況 : 採卵鶏農場 飼養羽数21万羽

<疑い事例を受けて>

1 情報収集

2 家きん(鶏等)飼養者への聞き取り調査・注意喚起

(12月16日 家畜保健衛生所より)

- 100羽以上の家きん飼養者へ電話による確認中
- 家畜伝染病予防法により届出をしている家きん飼養者99戸へ、FAX送信又は郵送
 - ・ 異常の有無
 - ・ 飼養衛生管理の再確認
 - ・ 早期発見、早期通報の再徹底
- その他の家きん飼養者
 - ・ 県HPに掲載

3 危機管理体制の再点検

- 12月16日(金)事務局会議の開催

<11月14日 北海道で野鳥糞から鳥インフルエンザウイルス検出以後の対応>

1 家きん飼養者への聞き取り調査・注意喚起

2 家きん飼養者への立入検査・指導及び消毒薬(消石灰)の配付

3 危機管理体制の再確認

- 事務局会議の開催(11月14日以後 3回)
- 防災・危機管理庁内連絡会議で全庁体制の再確認

<これまでの取組>

1 飼養衛生管理の徹底(家畜保健衛生所巡回9月~11月) 100羽以上の農場 56戸

2 モニタリング調査 定点モニタリング(3農場、毎月実施、1年間にのべ36戸360羽) 強化モニタリング(10月~5月実施、H28年3月までに合計250羽)

3 防疫演習(発生農場の防疫作業について)の実施(10月25日、参加約40名)

【報道機関へのお願い】

- 1 我が国では家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 2 各農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- 3 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。